



幼稚園・認定こども園・保育所等の
設置者のみなさまへ

災害共済給付のご案内

医療費だけでなく、障害見舞金・死亡見舞金を給付します



低額な掛金で厚い給付が行われます
災害共済給付制度にご加入ください

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

JAPAN SPORT
COUNCIL

災害共済給付制度とは

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と設置者との災害共済給付契約により、保育中の児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国・設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

災害共済給付は、次に掲げる施設のほか、小学校から高等学校・高等専門学校までの学校も加入対象となります。保育中、登園中及び降園中に発生したけが等について、園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。

対象となる施設と共済掛金の額（児童1人あたりの年額） （平成30年1月現在）

学校種別	説明	一般児童	要保護児童
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。幼稚園型認定こども園の幼稚部部分は「幼稚園」となります。	295円 (160円)	—
幼保連携型認定こども園		295円 (160円)	—
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設	375円 (200円)	65円 (45円)

※免責の特約を付した場合の額です。（ ）内は、沖縄県における共済掛金の額です。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none">原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のものけがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる	<ul style="list-style-type: none">医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付）の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1割の付加給付分のみ】高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）	3,770万円～82万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,885万円～41万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400万円)
	突然死	
	運動などの行為に起因する突然死	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400万円)
	運動などの行為と関連のない突然死（乳幼児突然死症候群など）	1,400万円 (通園中の災害の場合も同額)

●給付の全部又は一部が行われない場合

- 1 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたとき
- 2 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童についての医療費（医療扶助があるため）
- 4 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童の災害

●医療費の支給期間

- 初診から最長10年間

●請求の時効

- 給付事由が生じた日から2年間

給付金の請求方法

園の管理下でけがをして病院で治療を受けた場合

例えば、こんなとき



○転倒による負傷



○おもちゃの誤飲

保護者が行うこと

医療機関で治療後、医療費の証明を受け、園に提出する



提出

支払

設置者・園が行うこと

けがの発生状況の報告書と医療費の証明をJSCに提出する



請求

支払

JSCが行うこと

提出された書類を審査して、設置者・園を通して給付金を保護者へ支払う



- 医療費の証明は、「医療等の状況」というJSCへ請求するための用紙を使用します。医療機関で記載していただくもので、ホームページからダウンロードできます。
- JSCへの請求手続きは、設置者・園が行うことになります。
- JSCへの請求は、原則インターネットを利用した「災害共済給付オンライン請求システム」にて行います。



加入をご検討の設置者の方へ

災害共済給付への加入をご検討の設置者の方は、手続きや不明点について、ご説明させていただきますので、まずは下記担当課へご連絡ください。

加入手続きができる期間は、毎年5月1日から5月31日までとなります。5月後半は大変混み合いますので、加入の申込みは5月10日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

加入の手続きの流れ

1

下記担当課にご連絡ください。JSCより事前確認書類をお送りします。

2

①の書類に必要事項を記入し、「認可証(写)」と一緒に下記担当課にお送りください。

※一定の基準を満たす認可外保育施設と企業主導型保育施設は、①の事前確認書類のみお送りください。

3

加入に必要な書類をJSCよりお送りしますので、必要書類に記入・押印を行い、JSCにご返送ください。(※契約書を作成し、指定口座に共済掛金をお振り込みいただき、手続きは完了です。)



5月31日までに加入手続きが完了すれば、4月に発生したけがから給付対象となります。

日本スポーツ振興センター学校安全部 問合せ先

担当課名	該当地域	電話番号	住所
仙台給付課	北海道、青森、岩手	022-716-2107	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15
	宮城、秋田、山形、福島	022-716-2108	日本生命仙台勾当台南ビル 8階
給付第二課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉	03-5410-9162	〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35
	東京、神奈川、新潟、山梨、長野	03-5410-9163	
名古屋給付課	福井、愛知、三重	052-533-7822	〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1
	富山、石川、岐阜、静岡	052-533-7823	名古屋国際センタービル 16階
大阪給付課	大阪、奈良、和歌山	06-6456-3602	〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4
	京都、滋賀、兵庫	06-6456-3603	大阪駅前第4ビル 7階
広島給付課	鳥取、島根、岡山、広島、山口	082-511-2956	〒730-0011 広島市中区基町 9-32
	徳島、香川、愛媛、高知	082-511-2957	広島市水道局基町庁舎 10階
福岡給付課	福岡、鹿児島、沖縄	092-738-8725	〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-10
	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎	092-738-8726	都久志会館 5階

学校安全Webホームページ <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により定められています。この「災害共済給付のご案内」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。